

様



商標登録 第4877187号

グリーン調達ガイドライン (4 版)

2010年9月24日

内藤電誠工業株式会社

電子部品事業部

目次

1.	はじめに	3 p
2.	目的	3 p
3.	適用範囲	3 p
4.	お取引先様への要求事項	4 p
5.	当社が規制する化学物質	4 ~ 5 p
6.	グリーン調達の実用について	5 ~ 6 p
表 1	含有禁止物質	7 ~ 9 p
表 2	含有全廃物質	10 ~ 11 p
表 3	含有管理物質	12 p
表 4	オゾン層破壊物質一覧表	14 p
表 5	塩素系有機溶剤一覧表	14 p
表 6	モントリオール議定書に記載オゾン層破壊物質	15 p
表 7	分解により発生してはならないアミン	16 p
表 8	製品に含有する環境影響物質の管理基準	17 p
別紙 1	グリーン調達調査票 A	18 p
別紙 2	グリーン調達調査票 B	19 p
別紙 3	禁止物質非含有/非混入保証書	20 p
	改訂履歴表	21 p

1. はじめに

近年、循環型社会の構築に向け、環境保全に対する企業の役割はますます重要になってきました。

内藤電誠工業株式会社 電子部品事業部(以下「当社」という)も環境に配慮した安全・無害な「クリーンな製品を提供」する活動を推進していますが、そのためには、環境負荷の少ない資材の調達が不可欠であります。

当社では、環境保全に積極的な企業から、環境に配慮した製品を優先的に調達していきます。本ガイドラインは、グリーン調達に関して、順守していただきたい「要求事項」を示しています。要求事項を満足していただけない場合は、今後お取引を控えさせていただく場合がございます。

なお、本ガイドラインとは別に製品個々の要求仕様を定める必要がある場合には、別途定める購入仕様書で示します。

またグリーン調達の基準は、今後法規制や社会動向により適宜改訂いたします。

ご提供いただいた情報は、目的以外には使用いたしません。

2. 目的

本ガイドラインは当社で製造する製品に使用する原材料・部品等に含有する化学物質について、お取引先様に対して、グリーン調達基準を明確にし、製品全体の環境負荷低減を図ることを目的とします。

3. 適用範囲

本ガイドラインは、当社に納入する下記の調達品のお取引先様を対象とさせていただきます。

(1)	直接材	当社製品に組み込まれる原材料・部品及びそれらを納入する際に使用する包装材
	対象	マウント材、封止樹脂(封止用接着剤含む)、キャップ、ケース、ボンディングワイヤ、ポッティング材、基板、リッドフレーム、捺印インク
(2)	包装材	当社で購入する包装材
	対象	ダンボール、ビニール袋、マガジンケース、トレイ、テピング材、緩衝材、インク、ラベル、アルミ袋、PPバンド、鉄板、乾燥剤
(3)	間接材	当社製造工程で使用される補助材料及びそれらを納入する際に使用する包装材
	対象	薬品、エレクトロニクスシート、封止用保護シート、掃除用樹脂、手袋、指サック、マジックインク
(4)	間接材治具	当社製造工程で使用される加工用治具及びそれらを納入する際に使用する包装材
	対象	キャピラリー、ブレード、マウントコレット(ノズルを含む)

4. お取引先様への要求事項

(1). 環境マネジメントシステムの構築

当社では、調達するものの環境負荷の低減を考慮するとともに、お取引先様が環境保全に積極的に取り組んでいるか否かを購入にあたっての判断要素と考えています。環境保全の取り組み状況を確認し、次の内容を満足したお取引先様から、製品を調達します。(お取引先様の確認が出来ない場合は製造元様でも可とします。)

(2). 環境マネジメントシステム

- . 環境方針の策定
- . 環境管理組織体制又は環境管理責任者の設置
- . 環境関連法規制の把握と順守
- . 環境目的、目標、計画の策定
- . 従業員に対する環境教育の実施
- . 定期的な環境監査の実施

なお、これらの内容を満足する国際規格(ISO14001)等、第三者認証を受けていることが望ましい。

(3). 指定有害物質への対応

環境汚染や人の健康障害の防止には、製品の使用時、廃棄、処分時に有害な物質が放出されることのないように、適切な処置を施す必要があります。

当社購入品への非含有により、グリーン製品の推進、廃棄処分の更なる適正化を図るため、次の内容を満足した調達をします。

- . 含有禁止物質
指定する含有禁止物質を製品に含有していないこと
- . 含有全廃物質
指定する含有全廃物質の含有全廃に協力していただけること
- . 含有管理物質
製品への含有を管理していただけること

5. 当社が規制する化学物質

(1). 製品への含有を規制する環境影響物質

当社では、以下のような環境影響物質を定義します。(詳細は、表 1～表 - 3を参照願います。)

- . 含有禁止物質: 国内外の法規制又は当社の自主規制により、当社製品に含有又は混入していることを禁止している物質で、当社では禁止物質が含有あるいは混入している物質は、原則として購入を控えさせていただきます。
- . 含有全廃物質: 製品に極力含有又は混入しないことが望まれ、かつ目標を設定し目標期限までに全廃する物質で、全廃までの取引に際して、物質の種類と含有量の提示を要求していきます。
- . 含有管理物質: 製品への含有・混入状況を管理すべき物質で、製品に含有又は混入する場合には、取引に際し物質の種類と含有の提示を要求します。当社では当社製品への使用を管理するとともに、法規制や環境動向をみて、必要に応じ全廃又は削減していきます。

(2) .用語の定義

- . 環境影響物質 : 環境、人の健康及び動植物の生態系への影響を与える物質で、法規制や自主基準により管理すべき物質
- . 含有 : 製品を構成する部品・材料に意図的に指定有害物質を添加・混合すること。
又は、製造工程中に指定有害物質が部品・材料に付着・混入することをいう。
(指定有害物質が、未反応生成物又は不純物として、非意図的に部品・材料に含まれる場合は、含有とはならない。)
- . 混入 : 意図的に使用していないにも係わらず、不純物レベルを超える量が混入又は付着している状態をいいます。
(指定有害物質が、未反応生成物又は不純物として、非意図的に部品・材料に含まれる場合は、含有とはならない。)
- . 不純物 : 天然素材の中に含まれ、精製等の技術手段によって除去しきれないレベルの物質

6 . グリ - ン調達の運用について

当社におけるグリ - ン調達の運用は以下のとおりです。

(1) . お取引先様グリ - ン調達評価

- . 本ガイドラインに基づき、当社より調査票及び禁止物質非含有 / 非混入保証書のご提出を依頼いたします。

原則として該当製品の取引開始前にご提出をお願いします。

ア) . 調査票 A : 直接材・包装材・間接材のお取引先様に対して、環境管理システムの構築に関するご回答を頂きます。(別紙 1)

イ) . 調査票 B : 直接材・包装材・間接材のお取引先様に対して、当社が規制する化学物質に関するご回答を頂きます。(別紙 2)

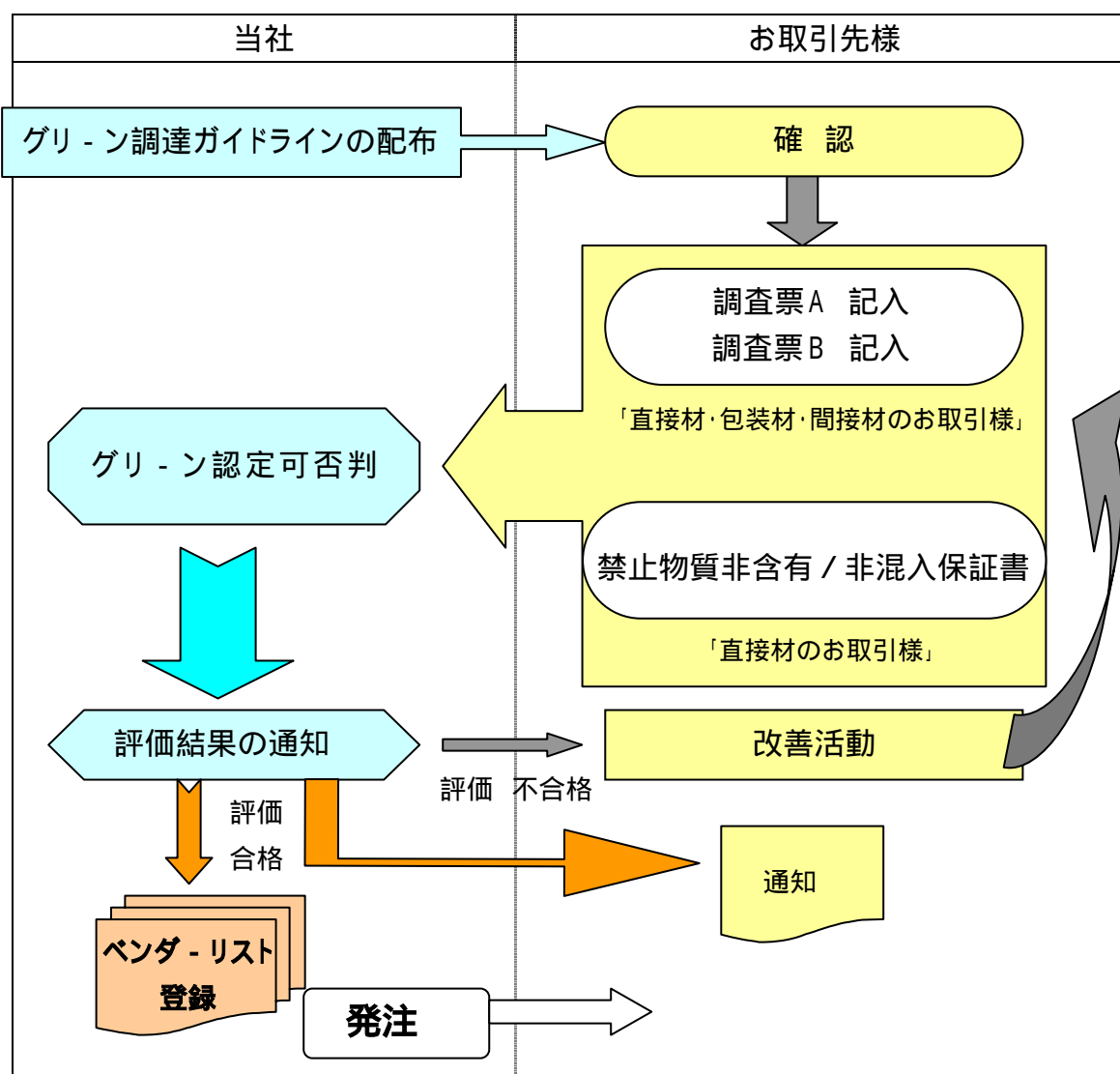
ウ) . 禁止物質非含有 / 非混入保証書

: 直接材のお取引先様に対してご回答を頂きます。(別紙 3)

- . 調査票及び禁止物質非含有 / 非混入保証書にご回答いただき、当社の要求事項を満たすお取引先様をグリ - ン調達登録いたします。

評価合格のお取引先様からの調達品を「グリ - ン調達品」として扱います。

グリーン調達運用フロー



(2) . グリーン調達登録後の取り扱い

. 直接材・包装材・間接材のお取引先様で、評価合格後新規の調達品をお取引する際には調査票Bを再度ご提出いただきます。

. 各調査票及び禁止物質非含有 / 非混入保証書の回答内容に変更があった場合、変更内容を明確にするとともに、速やかに調査票の再提出をお願いいたします。

ア) . マネジメントシステムの体制に大きな変化が生じた場合。
(第三者認証の取得等)

ア) イ) . 材料変更などにより、含有禁止物質が含有することがあきらかになった時。

表 1 含有禁止物質(1 / 3)

NO	物質名(群)	英文名	CAS NO	主な規制	禁止 目標
1	オゾン層破壊物質 * 1	Ozone Depleting Substances		モントリ・オゾン保護 <i>REACH</i>	
2	塩素系有機溶剤 * 1	Chlorinated Organic Solvent		水濁法	
3	アスベスト類	Asbestos		安衛法・PRTR <i>REACH</i>	
4	アゾ化合物(アゾ染料・顔料) * 2 * 3	Azo compounds		<i>REACH</i>	
5	カドミウム及びその化合物 * 3	Cadmium and its compounds		RoHS・水濁法 <i>PRTR・REACH</i>	
6	六価クロム化合物 * 3	Hexavalent chromium compounds			
7	鉛及びその化合物 * 3	Lead and its compounds			
8	水銀及びその化合物 * 3	Hydrargyrum and its compounds		RoHS・水濁法 <i>REACH</i>	
9	PBBポリ臭化ビフェニール類 * 3	Polybrominated Biphenyls			
10	PBDEポリ臭化ジフェニルエーテル類 * 3	Polybrominated biphenyl ethers		RoHS・ <i>REACH</i>	
11	PCB(ポリ塩化ビフェニル)	Polychlorinated biphenyls	1336-36-3	水濁法・ <i>PRTR</i> 化審法・ <i>REACH</i>	即日
12	PCNポリ塩化ナフタレン (塩素数が3以上)	Polychlorinated naphthalenes With more than 3 chlorine atoms	70776-03-3	化審法・ <i>REACH</i>	
13	放射性物質	Radioactive substances			
14	短鎖型塩化パラフィン (短鎖型 C10-13)	Chlorinated paraffins (Short Chain)	85535-84-8	<i>REACH</i>	
15	<i>三置換有機スズ化合物 (ビス(トリブチルスズ)) = オキシド (TBTO)、トリブチルスズ類(TBT類)、 トリフェニルスズ類(TPT類)を含む)</i>	<i>Tri - substituted organostannic compounds</i>		化審法・ <i>REACH</i>	
16	ジブチルスズ化合物	Dibutyltin (DBT) compounds		<i>REACH</i>	
17	ジオクチルスズ化合物	<i>Dioctyltin (DOT) compounds</i>			
18	PCTポリ塩化ターフェニル	Polychlorinated terphenyls	61788-33-8	化審法・ <i>REACH</i>	
19	HCB(ヘキサクロロベンゼン)	Hexachlorobenzene	118-74-1	化審法	
20	アルドリン	Aldrin	309-00-2		
21	ディルドリン	Dieldrin	60-57-1		

* 1: オゾン層破壊物質一覧を表 4、塩素系有機溶剤一覧を表 5に示す

* 2: 分解により発生してはならないアミンを表 7に示す

* 3: 製品に含有する環境影響物質の管理基準を表 8に示す

: 斜体文字が追加・変更部分

表 1 含有禁止物質(2 / 3)

NO	物質名(群)	英文名	CAS NO	主な規制	禁止 目標
22	エンドリン	Endrin	72-20-8	化審法	即日
23	DDT	DDT	50-29-3		
24	クロルデン類	Chlordanes			
25	2,4,6-トリ-ターシャリ-ブチルフェノール	2,4,6-tri-tert-butylphenol	732-26-3		
26	N,N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン, N-トリル- N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミン又は N,N'-ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン	N,N-Ditolyl-p-phenylenediamine, N-tolyl-N xylyl-p-phenylenediamine and N,N -dixylyl-p-phenylenediamine	27417-40-9 28726-30-9 70290-05-0		
27	トキサフェン	Toxaphene	8001-35-2		
28	マイレックス	Mirex	2385-85-5		
29	2,2,2トリクロロ-1,1ビス(4-クロロフェニル)エタノール(ジコホル)	2,2,2-Trichloro-1,1-bis(4-chlorophenyl)ethanol(dicofol)	115-32-2	PRTR・化審法	
30	ヘキサクロロ-1,3-ブタジエン(六塩化ブタジエン)	Hexachlorobutadiene(HCBD)	87-68-3	化審法	
31	ベリリア	Beryllium oxide	1304-56-9	PRTR	
32	ポリ塩化ビニル(PVC)およびPVC化合物	PVC and PVC blends	9002-86-2		
33	ダイオキシン類	Dioxins		ダイオキシン類 対策特別措置法	
34	ホルムアルデヒド	Formaldehyde	50-00-0	PRTR	
35	ハイドロフルオロカーボン(HFC)、 パ-フルオロカーボン(PFC)	Hydrofluorocarbons, Porfluorocarbons		EU指令	
36	パ-フルオロオクタンスルホン酸 及びその塩(PFOS) *4 【分子式: C8F17SO2Xが対象】 (XはOH基、金属塩、ハロゲン化 物、アミド、ポリマ-を含むその他の 誘導体)	Perfluorooctane sulfonates		REACH	
37	ジ-μ-オキソ-ジ-n-ブチルスタニオヒドロキ ボラン(DBB)	Di-(μ)-oxo-di-n-butylstanniohydroxyb orane (DBB)		EU指令	
38	ニトロジフェニル及びその塩	4-nitrodiphenyl and its salt		安衛法	
39	ビス(クロロメチル)エ-テル	Bis (chloromethyl) ethyl	542-88-1		
40	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾ-ル -2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノ ール	-	3846-71-7	化審法	
41	酸化ベリリウム	Beryllium oxide	1304-56-9	EU指令 WEEE指令	
42	特定ベンゾトリアゾール	Certain benzotriazoles	3486-71-7	化審法	
43	塩化コバルト	Cobalt dichloride	7646-79-9	REACH規則	
44	フマル酸ジメチル(DMF)	Dimethyl fumarate	624-49-7	欧州委員会 決議	

*4 (経済産業省のホ-ムページを参照ください。)

URL: http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/03kanri/96list.pdf

: 斜体文字が追加・変更部分

表 1 含有禁止物質(3 / 3)

NO	物質名(群)	英文名	CAS NO	主な規制	禁止 目標
45	<i>1,1,2-トリクロロエタン *5</i>	<i>1,1,2-trichloroethane</i>	<i>79-00-5</i>	水濁法	即日
46	<i>1,2-ジクロロエタン *5</i>	<i>1,2-Dichloroethane</i>	<i>107-06-2</i>		
47	<i>1,1-ジクロロエチレン *5</i>	<i>1,1-Dichloroethene</i>	<i>75-35-4</i>		
48	<i>トリクロロエチレン *5</i>	<i>trichloroethylene</i>	<i>79-01-6</i>		
49	<i>テトラクロロエチレン *5</i>	<i>tetrachloroethylene</i>	<i>127-18-4</i>		
50	<i>ジクロロメタン(塩化メチレン) *5</i>	<i>Dichloromethane(methylene chloride)</i>	<i>75-09-2</i>		
51	<i>四塩化炭素 *5</i>	<i>Carbon tetrachloride</i>	<i>56-23-5</i>		
52	<i>シス-1,2-ジクロロエチレン *5</i>	<i>cis-1,2-Dichloroethene</i>	<i>156-59-2</i>		
53	<i>1,1,1-トリクロロエタン *5</i>	<i>1,1,1-trichloroethane</i>	<i>71-55-6</i>		
54	<i>1,3-ジクロロプロペン *5</i>	<i>1,3-Dichloropropene</i>	<i>542-75-6</i>		
55	<i>フェノール、2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ビス(1,1-ジメチルエチル)</i>	<i>Phenol、2-(2H-Benzotriazol-2-yl)-4,6-bis(1,1-dimethylethyl)</i>	<i>3846-71-7</i>	PRTR法	
56	<i>リン酸トリス(2-クロロエチル)</i>	<i>TRIS(2-CHLOROETHYL)PHOSPHATE</i>	<i>115-96-8</i>		
57	<i>ヘキサブロモシクロドデカン</i>	<i>Hexabromocyclododecane</i>	<i>25637-99-4</i>	化審法	
58	<i>五酸化二ヒ素</i>	<i>Diarsenic pentaoxide</i>	<i>1303-28-2</i>	PRTR法	

*5:対象は、物質、調剤及び0.1wt%を超えて含有する固形物。(部品、製品)

:斜体文字が追加部分

表 2 含有全廃物質(1/2)

NO	物質名(群)	英文名	CAS NO	主な規制	全廃 目標
1	ハロゲン系難燃剤「封入樹脂で臭素(Br)塩素(Cl)(アンチモン(Sb))の含有率が0.09%以上」*6	Halogenated Flame Retardant			
2	アクリロニトリル	acrylonitrile	1017-13-1	PRTR	
3	アセトアルデヒド	acetaldehyde	75-07-0		
4	アンチモン及びその化合物	Antimony and its compounds	-		
5	エチレンオキシド	ethylene oxide	75-21-8		
6	N,N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガン(マンネブ)	-	12427-38-2		
7	キシレン	xylene	1330-20-7		
8	クロム及び3価クロム化合物	Chromium and Chromium compounds	-		
9	クロロエチレン(塩化ビニルモノマ -)	chloroethylene	75-01-4		
10	クロロホルム(トリクロロメタン)	chloroform(trichloromethane)	67-66-3		
11	コバルト及びその化合物	Cobalt and its compounds			
12	臭素系難燃剤(PBB類、PBDE類を除く)	Brominated flame retardant	-	-	-
13	セレン及びその化合物	Selenium and its compounds		PRTR	
14	タリウム及びその化合物	Thallium and its compounds	7440-28-0	EACEM	
15	テルル及びその化合物	Tellurium and its compounds	13494-80-9		
16	トルエン	toluene	108-88-3	PRTR	
17	ニッケル及びニッケル化合物	Nickel and its compounds		EACEM	
18	ハロゲン系樹脂添加剤	Halogenated Resin Additives			
19	ビスマス及びその化合物	Bismuth and its compounds	-		
20	ヒ素及びその無機化合物	Arsenic and its compounds		水濁法 PRTR	
21	1,3-ブタジエン	butadiene	106-99-0	PRTR	
22	フタル酸エステル	Phthalate esters		EACEM	
23	ベリリウム及びその化合物	Beryllium and its compounds	-		
24	ベンジリジン=トリクロリド	benzylidene trichloride	98-07-7	PRTR	
25	ベンゼン	Benzene	71-43-2		
26	マグネシウム	Magnesium	7439-95-4	-	

*6:製品に含有する環境影響物質の管理基準を表 8に示す

:斜体文字が追加部分

表 2 含有全廃物質(2/2)

NO	物質名(群)	英文名	CAS NO	主な規制	全廃 目標
27	マンガン及びその化合物	<i>Manganese and its compounds</i>		PRTR	
28	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く)	<i>Inorganic Cyanides compound</i>	-	水濁法 PRTR	
29	メトキサレン	<i>Methoxsalen</i>	298-81-7	PRTR	
30	有機スズ化合物(TBTO、TPT 類、TBT 類を除く)	<i>Organotin compounds</i>	-		
31	六フッ化硫黄	<i>Sulfur Hexafluoride</i>	2551-62-4	-	
32	地球温暖化対策推進法に規定されるHFC類	-	-	地球温暖化 対策推進法	
33	地球温暖化対策推進法に規定されるPFC類				
34	その他の化審法第一種監視化学物質 *7				
35	ペンタクロロフェノール及びその塩及びエステル	<i>Pentachlorophenol and its salts and esters</i>	87-86-5	PRTR	
36	モノメチルジクロロジフェニルメタン	<i>Monomethyldichlorodiphenylmethane</i>	81161-70-8	EU指令	
37	モノメチルジブromoジフェニルメタン(DBBT)	<i>Monomethyltetrachlorodiphenylmethane</i>	99688-47-8		
38	モノメチルテトラクロロジフェニルメタン	<i>Monomethyltetrachlorodiphenylmethane</i>	76253-60-6		
39	三酸化二ヒ素 *8	<i>Diarsenic trioxide</i>		PRTR	

*7:(化審法関連物質につきましては、製品評価技術基盤機構の web サイトを御覧ください。)

URL:<http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/db/dbtop.html>)

*8:(2011年3月末まで使用可)

:斜体文字が追加部分

表 3 含有管理物質

NO	物質名(群)	英文名	CAS NO	主な規制
1	有機リン化合物	Organophosphorous compounds		水濁法
2	PFAS類	Perfluoroalkyl Sulfonates		米国 SNUR 規制
3	銀及びその化合物	Silver and its compounds		PRTR・EACEM
4	バリウム及びその化合物	Barium and its compounds		
5	フッ素及びその化合物	Fluorine and its compounds		水濁法
6	塩素及びその化合物	Chlorine and its compounds		
7	臭素及びその化合物	Bromine and its compounds		
8	リチウム及びその化合物	Lithium and its compounds		
9	バナジウム及びその化合物	Vanadium and its compounds		
10	ノニルフェノール	Nonylphenol	84852-15-3	
11	4-オクチルフェノール	4-Octylphenolphenol	1806-26-4	PRTR
12	ビスフェノールA型	Bisphenol A type	80-05-7	
13	塩化パラフィン (中鎖型 C14-17)	Chlorinated paraffins (Medium Chain)		EU指令
14	塩化パラフィン (長鎖型 C18-30)	Chlorinated paraffins (Long Chain)		
15	フェニルグリジジルエーテル (1,2 エポキシ-3-フェノキシプロパン)	Phenylglycidyl ether	122-60-1	変異原性
16	ビスフェノールA型エポキシ樹脂 中間体	Bisphenol A type epoxy resinintermediates	25068-38-6	変異原性 PRTR
17	ビスフェノールF型エポキシ樹脂中間体 (メチレンビスフェノール型エポキシ樹脂)	Methylene bisphenol type epoxy resinintermediates	58421-55-9	変異原性
18	三酸化アンチモン	<i>Antimony trioxide</i>	<i>1309-64-4</i>	
19	欧州WEEE指令において対象となる 耐火性セラミック繊維	<i>Refractory ceramic fibres subject to EU WEEEdirective</i>		WEEE指令
20	PRTR法で定められる第一種指定 化学物質であって、本表の含有禁止 物質及び含有全廃物質として記載さ れていない物質。			PRTR
21	大気汚染防止法の一部を改正する 法律(2004年5月26日公布)を考 慮し、自主的に大気への排出抑制に 取り組むPRTR法対象外の揮発性 有機化合物。*9			大気汚染防止法
22	ニッケル *10	<i>Nickel</i>	<i>7440-02-0</i>	PRTR
23	過塩素酸塩 *11	<i>perchlorate</i>		米国・カリフォルニア州法

* 9: 詳細は、下記 web サイトでご確認ください。

(URL: <http://www.mitsubishielectric.co.jp/green-p/index.html>)

* 10: (対象は、長時間皮膚に接触する部分に使用されていない場合)

* 11: (対象は、電池あたりの質量比が6ppb以上の含有の場合)

: 斜体文字が追加部分

主な規制一覧

- 化審法 : 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
(第一種特定化学物質)
- 安衛法 : 労働安全衛生法(製造等の禁止物)
- 水濁法 : 公共用水域への排水及び地下浸透する水の浸透を規制する法律
(水質汚濁防止法で定める有害物質)
- 毒劇物法 : 保健衛生上の見地から必要な取締を行う法律(毒物・劇物)
- P R T R : 特定化学物質の環境への廃質量の把握及び管理の改善の促進に
関する法律(第一種指定化学物質)
- 変異原性 : 変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための
指針(特定化学物質)
- オゾン保護法: 特定物質の規制等によるオゾン層保護に関する法律(特定物質)
- モントリオール議定書: モントリオール議定書付属書に記載されている物質
- 京都議定書: 温室効果ガスの排出削減(地球温暖化防止)
- EU指令 : EU加盟国内の化学物質の使用制限
- R o H S : 家電製品に含まれる特定有害物質の使用制限(EU)
- E A C E M: 欧州民生用電子機械工業会による有害物質に関する自主規制
- 米国S N U R: 消費者や労働者の健康影響のある物質に対する規制
- 米国・カリフォルニア州法: 米国・カリフォルニア州における「過塩素酸塩の取り扱いに関する規制」
(重要新規利用規則)*
- R E A C H規則: 化学物質の「登録(Registration)/評価(Evaluation)/認可(Authorisation)/
制限(Restriction)に関わる規則」*
- : 斜体文字が追加部分***

表 4 オゾン層破壊物質一覧表

	物質名	CAS NO	主な規制	適用除外
1	フロン(CFC)		モントリオール議定書	冷媒または消火用途は対象外
2	1.1.1 トリクロロエタン	71-55-6		
3	四塩化炭素	56-23-5		
4	HBFC			
5	ハロン			
6	代替フロン(HCFC)			
7	臭化メチル	74-83-9		

詳細な物質は「表 6 モントリオール議定書に記載オゾン層破壊物質」を参照願います

表 5 塩素系有機溶剤一覧表

	物質名	CAS NO	主な規制
1	1.1.2 トリクロロエタン	79-00-5	水質汚濁防止法
2	1.2 ジクロロエタン	107-06-2	
3	1.1 ジクロロエチレン	75-35-4	
4	トリクロロエチレン	79-01-6	
5	テトラクロロエチレン	127-18-4	
6	ジクロロメタン(塩化メチレン)	75-09-2	
7	1.1.1 トリクロロエタン	71-55-6	
8	シス-1.2 ジクロロエチレン	156-59-2	
9	1.3 ジクロロプロペン	542-75-6	
10	クロロホルム	67-66-3	

表 6 モントリオール議定書に記載オゾン層破壊物質

物質名	区分	詳細物質			
フロン (CFC)	付属書 A グループ	CFC-11	CFC-12	CFC-113	CFC-114
		CFC-115			
	付属書 B グループ	CFC-13	CFC-111	CFC-112	CFC-211
		CFC-212	CFC-213	CFC-214	CFC-215
		CFC-216	CFC-217		
ハロン	付属書 A グループ	ハロン-1211	ハロン-1301	ハロン-2402	
HBFC	付属書 C グループ	ジブromofluroメタン	ブromofluroメタン	ブromofluroメタン	テトラブromofluroエタン
		トリブromofluroエタン	ジブromotrifluroエタン	ブromotetrafluroエタン	トリブromofluroエタン
		ジブromofluroエタン	ブromotrifluroエタン	ジブromofluroエタン	ブromofluroエタン
		ブromofluroエタン	ヘキサブromofluroプロパン	ペンタブromofluroプロパン	テトラブromotrifluroプロパン
		トリブromotetrafluroプロパン	ジブromopentafluroプロパン	ブromohexafluroプロパン	ペンタブromofluroプロパン
		テトラブromofluroプロパン	トリブromotrifluroプロパン	ジブromotetrafluroプロパン	ブromopentafluroプロパン
		テトラブromofluroプロパン	トリブromofluroプロパン	ジブromotrifluroプロパン	ブromotetrafluroプロパン
		トリブromofluroプロパン	ジブromofluroプロパン	ブromotrifluroプロパン	ジブromofluroプロパン
		ブromofluroプロパン	ブromofluroプロパン	ブromokluroメタン	
代替フロン (HCFC)	付属書 C グループ	HCFC-21	HCFC-22	HCFC-31	HCFC-121
		HCFC-122	HCFC-123	HCFC-124	HCFC-131
		HCFC-132	HCFC-133	HCFC-141	HCFC-141b
		HCFC-142	HCFC-142b	HCFC-151	HCFC-221
		HCFC-222	HCFC-223	HCFC-224	HCFC-225
		HCFC-225ca	HCFC-225cb	HCFC-226	HCFC-231
		HCFC-232	HCFC-233	HCFC-234	HCFC-235
		HCFC-241	HCFC-242	HCFC-243	HCFC-244
		HCFC-251	HCFC-252	HCFC-253	HCFC-261
		HCFC-262	HCFC-271		

物質名	区分	詳細物質	物質名	区分	詳細物質
四塩化炭素	付属書 B グループ	四塩化炭素	1.1.1 トリクロロエタン	付属書 B グループ	1.1.1 トリクロロエタン
臭化メチル	付属書 E	臭化メチル			

表 7 分解により発生してはならないアミン

物質名	化学式	CAS No	物質名	化学式	CAS No
4-アミノアゾベンゼン	C ₁₂ H ₁₁ N ₃	60-09-3	3,3 -ジクロロ-4,4 -ジアミノジフェニルメタン(4,4 -メチレン-ビス-(2-クロロアニリン))	C ₁₃ H ₁₂ Cl ₂ N ₂	101-14-4
O-アニシジン	C ₇ H ₉ NO	90-04-0	4,4 -メチレンジアニリン (4,4 -ジアミノジフェニルメタン)	C ₁₃ H ₁₄ N ₂	101-77-9
2-ナフチルアミン	C ₁₀ H ₉ N	91-59-8	4,4 -ジアミノジフェニルエーテル (4,4 -オキシジアニリン)	C ₁₂ H ₁₂ N ₂ O	101-80-4
3,3 -ジクロロベンジジン	C ₁₂ H ₇ Cl ₂ N ₂	91-94-1	p-クロロアニリン	C ₆ H ₆ ClN	106-47-8
4-アミノピフェニル	C ₁₂ H ₁₀ N	92-67-1	3,3-ジメトキシベンジジン	C ₁₄ H ₁₆ N ₂ O ₂	119-90-4
ベンジジン	C ₁₂ H ₁₂ N ₂	92-87-5	3,3 -ジメチルベンジジン	C ₁₄ H ₁₆ N ₂	119-93-7
O-トルイジン	C ₇ H ₉ N	95-53-4	2-メトキシ-5-メチルアニリン (6-メトキシ-m-トルイジン)	C ₈ H ₁₁ N	120-71-8
4-クロロ-2-メチルアニリン (4-クロロ-0-トルイジン)	C ₇ H ₈ ClN	95-69-2	2,4,5-トリメチルアニリン	C ₉ H ₁₃ N	137-17-7
2,4-トルエンジアミン (2,4-ジアミノトルエン)	C ₇ H ₁₀ N ₂	95-80-7	4,4 -ジアミノジフェニルスルフィド (4,4 -チオジアニリン)	C ₁₂ H ₁₂ N ₂ S	139-65-1
0-アミノアゾトルエン (2-アミノ-5-アゾトルエン)	C ₁₄ H ₁₅ N ₃	97-56-3	2,4-ジアミノアニソール	C ₇ H ₁₀ N ₂ O	615-05-4
5-ニトロ-0-トルイジン (2-アミノ-4-ニトロトルエン/5-ニトロ-0-トルイジン)	C ₇ H ₈ N ₂ O ₂	99-55-8	4,4 -ジアミノ-3,3 ジメチルジフェニルメタン(4,4 -メチレンビス(2-メチルアニリン))	C ₁₅ H ₁₈ N ₂	838-88-0

表 8 製品に含有する環境影響物質の管理基準 (対象、条件等の詳細説明)

区分	物質名	管理基準	
含有 禁止物質	六価クロム化合物 「閾値(100ppm)」	対象: 金属クロム、クロム合金、クロムめっきを除く六価クロム化合物	
	カドミウム及び その化合物	「閾値」 (5ppm)	対象: 樹脂・インク・基板・テープ・塗料
		(20ppm)	対象: はんだ
		(75ppm)	対象: 上記以外
	アゾ化合物	対象: 人体に持続的に触れることを前提として作られた製品の人体接触部分で、分解により表 6 のアミンが発生する可能性があるもの	
	水銀及びその化合物 「閾値(100ppm)」		
	ポリ臭化ビフェニール(PBB) 「閾値(100ppm)」		
	ポリ臭化ジフェニールエーテル(PBDE) 「閾値(100ppm)」		
	鉛及びその化合物 <プラスチック・インク・塗料> 「閾値(100ppm)」 <金属不純物(RoHS除外用途を除く)> 「閾値(500ppm)」 <それ以外> 「閾値(1000ppm)」	対象外: 下記の用途 1) 電子部品および電子部品モジュールの内部組み立てに用いられる高融点はんだ(鉛 85%以上を含む錫 / 鉛はんだ合金) * 代替化が困難な部位に限る 2) 電子部品に使用されるガラス(抵抗体、導電ペースト、接着剤などを含む) 3) 合金成分(鋼材中 / 0.35wt%以下、アルミ材中 / 0.4wt%以下、銅材中 / 4wt%以下) 4) 当社からの要求(鉛はんだのみ) 5) 強誘電体膜(FeRAM)形成用途	
	重金属(ガドミウム、水銀、鉛、六価クロム) 「閾値(50ppm)」	対象: 包装を構成する各部材・インク・塗料毎にて、重金属の合計(プラスチック・インク・塗料の部位におけるカドミウム、鉛の許容濃度は個々の規定を満足すること)	
含有 全廃物質	ハロゲン系難燃剤	対象外: QFN、SOP/SSOP、DIP の封止樹脂とし、以下の場合とする 臭素(Br)、塩素(Cl)、アンチモン(Sb)、の含有率が 0.09wt%以下の封止樹脂	

別紙 1 環境保全活動状況調査票

会社名 _____ 様

グリーン調達調査票 A

お取引様に回答をお願いする項目です。
貴社様が商社である場合には、貴社様自身のお取
り組みについてご回答願います。

内藤電誠工業株式会社 電子部品事業部
製造部長

取引先コード	
貴社名・事業所	
所属部門・役職	
回答責任者名	
TEL / FAX 番号	
回答日	

Q1 ISO14001 等、第三者認証の取得状況

第三者認証を取得済である	はい/いいえ	取得規格	取得年月日	認証機関	認証番号

Q2 ISO14001 等、第三者認証の取得計画の有無(上記Q1の回答が「はい」の場合は回答不要)

第三者認証を取得計画がある	はい/いいえ	取得規格	取得予定年月	認証機関

Q3 当社基準による環境管理システムの構築状況(上記Q1の回答が「はい」の場合は回答不要)

項目	当社評価基準	回答		
		実施	一部実	未実施
1 環境方針の策定	会社としての環境配慮への姿勢(方針)を文書化している			
	環境配慮・環境保全の基本的方向を定めた行動指針を文書化している			
2 環境管理組織体制と環境管理責任者の設置	環境管理組織体制が構築されている			
	環境管理責任者が役職あるいは名前で設置されている			
	環境に関する定期的な社内活動(会議等)が行われている			
3 環境関連法規制の把握と順守	自社に係る環境関連法令を把握している			
	環境に関する法規制を入手し管理する仕組みがある			
	関係する法規制を順守する仕組みがある			
4 環境目的・目標・計画の策定	環境活動の目的、それに対する目標・計画が立案されている			
	環境目的・目標を達成するための計画書が作成されている			
	計画に対する定期的なフォローがされている			
5 環境教育の実施	全従業員に対して環境教育や啓発活動を実施している			
6 環境監査の実施	定期的な環境監査(法順守、活動状況等)をする仕組みがある			

調査票の回答にご協力ありがとうございました。

内藤電誠工業株式会社 電子部品事業部

コメント	判定欄	承認
	点	
	合格・条件付合格・不合格	

別紙 2

規制する化学物質の状況調査票

会社名 _____ 様

製品名 _____

グリーン調達調査票 B

お取引様に回答をお願いする項目です。

貴社様が商社である場合には、製造元様にご確認の上、包括的にご回答願います。

内藤電誠工業株式会社 電子部品事業部
製造部長

取引先コード	
貴社名・事業所	
所属部門・役職	
回答責任者名	
TEL / FAX 番号	
回答日	

内藤電誠工業(株)電子部品(事)に納入する製品、梱包材について、以下の質問にご回答ください。

項目	当社評価基準	回答
Q1 「含有禁止物質」への対応(ガイドライン 表- 1 参照)	当社の定める「含有禁止物質」について、製品に含有していないことが確認できている。 回答が「いいえ」の場合、下欄に詳細を記入してください。	
Q2 「含有全廃物質」への対応(ガイドライン 表- 2 参照)	当社の定める「含有全廃物質」について、製品に含有していないことが確認できている、または当社の定める期限までに全廃する計画が策定できている。 回答が「いいえ」の場合、下欄に詳細を記入してください。	
Q3 「含有管理物質」への対応(ガイドライン 表- 3 参照)	当社の定める「含有管理物質」について、製品に含有していないことが確認できている。 回答が「いいえ」の場合、下欄に詳細を記入してください。	
Q4 化学物質調査への対応	当社が必要時に求める製品含有害物質の調査に応じることができる。	

Q1の回答が「いいえ」の場合は、使用している禁止物質について以下にご記入ください。(別紙添付可)

物質名	製品名	含有部位	全廃計画の有無

Q2の回答が「いいえ」の場合は、使用している全廃物質について以下にご記入ください。(別紙添付可)

物質名	製品名	含有部位	全廃計画の有無/全廃時期

Q3の回答が「いいえ」の場合は、使用している管理物質について以下にご記入ください。(別紙添付可)

物質名	製品名	含有部位

承認

調査票の回答にご協力ありがとうございました。

内藤電誠工業株式会社 電子部品事業部

コメント	判定欄 ・合格・条件付合格・不合格
------	----------------------

別紙 3

禁止物質非含有 / 非混入保証書

直接材の取引先

内藤電誠工業(株)電子部品事業部

_____行

弊社は現在内藤電誠工業(株)電子部品事業部に納入している原材料(包装材を含む)に関して、(非意図的に混入した場合は除き)、貴社グリーン調達ガイドラインの最新版に示される禁止物質が含まれないことを証明します。

記入日 : _____

会社名 : _____

住所 : _____

電話番号 : _____

役職・職位 : _____

担当部署長の署名 : _____ 印

担当者 : _____

コメント記入欄

裏面に禁止物質を表示

改訂履歴表

グリーン調達ガイドライン			
作成・改版部門		内藤電誠工業株式会社 電子部品事業部 環境工務部	
版数	作成・改版年月日	改訂内容	承認
1	2006.1.31	新規制定	池田
2	2007.2.28	<p>4.(1) 環境マネジメントシステムの構築 「お取引先様不可の場合は製造元様でも可」を追加</p> <p>5.(1) 含有管理物質 文書表現見直し 表-1、-2、-3の含有物質の見直し 表-1、-2、-3の「主な規制」欄内容の追加 表-4 オゾン破壊物質を添付 表-5 塩素系有機溶剤を添付 表-7 CAS No 誤記訂正 表-8 管理基準 「含有管理物質」を削除、 「閾値」の変更、「重金属混合」を追加、 別紙-1、-2 調査票A、B 「コメント」「条件付合格」欄を追加</p>	春日
3	2008.1.11	<p>3.適用範囲 部品・材料の一部追加と間接材治具の新規追加 直接材：1点、包装材：6点、間接材：3点 間接材治具：3点</p> <p>表-1 含有禁止物質〔44～46〕〔48～50〕を追加 〔43〕〔47〕を管理物質より変更</p> <p>表-2 含有全廃物質〔2〕を追加</p> <p>表-7 分解により発生してはならないアミン 〔4-アミナゾベンゼン〕及び別名を追加</p> <p>表-8 製品に含有する環境影響物質の管理基準 閾値の見直し(ガドミウム、鉛)</p> <p>別紙-2 規制する化学物質の状況調査票 裏面に「禁止」「全廃」「管理」物質を表示</p> <p>別紙-3 禁止物質非含有 / 非混入保証書 裏面に「含有禁止物質」を表示</p>	春日
4	2010年8月26日	<p>「グリーン調達規程ESK-210」改訂による見直し</p> <p>・表-1の含有禁止物質の変更 (～頁) 変更部分は、青色斜体文字にて記載。</p> <p>・表-2の含有全廃物質の変更 (～頁) 変更部分は、青色斜体文字にて記載。</p> <p>・表-3の含有管理物質の変更 (頁) 変更部分は、青色斜体文字にて記載。</p> <p>・主な規制一覧の変更 (頁) 米国・カリフォルニア州法を追加(青色斜体文字にて記載) REACH規則を追加(青色斜体文字にて記載)</p> <p>・別紙-2及び-3の裏面を廃止</p>	